

特定非営利活動法人ブリッジフォースマイル

理事の職務権限規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人ブリッジフォースマイル（以下「当法人」という。）の理事の職務権限を定め、非営利活動法人としての業務の適法かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の順守)

第2条 理事は、法令、定款及び当法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定める当法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 理事の職務権限

(理事)

第3条 理事は、理事会を構成し、定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、当法人の業務を執行する。

2 理事の職務権限は、法令、当法人の定款及び別表に掲げるものとする。

(理事長)

第4条 理事のうち1人を理事長とし、当法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。

3 理事長の職務権限は、法令、当法人の定款及び別表に掲げるものとする。

(副理事長)

第5条 理事のうち1人以上10人以内を副理事長とし、理事長を補佐し、当法人の業務を執行する。また、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

第3章 補則

(細則)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、令和 5 年 3 月 19 日から施行する。(令和 5 年 3 月 18 日理事会決議)

(別表) 理事の職務権限

項目	決裁権者		
	理事長	副理事長	理事会
理事会の決議に付す議案に関する事	○		
理事会の招集	○		
理事会の議長としての主宰	○		
役員人事：理事、監事の選任			○
スタッフ人事：有給スタッフ、業務委託者の採用、配属、解雇、昇格、降格	○		
定款その他重要規程の制定・改廃			○
その他の規程、規則等の制定・改廃			○
ボランティア退会処分			○
事業計画：中期計画/年度計画、予算			○
事業展開：プロジェクトの新設、拡大、縮小、廃止			○
訴訟への対処方針に関する事	○		
上記以外の業務の執行及び制度の運用に関する事			○